

令和元年塩尻市議会 5月臨時会

福祉教育委員会会議録

○日 時 令和元年5月15日(水) 午後1時32分

○場 所 第一委員会室

○審査事項

議案第1号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

議案第2号 教育長の任命について

議案第3号 教育委員会委員の任命について

議案第5号 塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任について

議案第6号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出3款民生費

○出席委員

委員長	赤羽 誠治 君	副委員長	西條 富雄 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	金子 勝寿 君	委員	青柳 充茂 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議事総務係長 小澤 真由美 君

午後1時32分 開会

○委員長 それでは、ただいまから5月臨時会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。この際申し上げます。審査に関する発言につきましては、マイクがありませんので、委員、職員ともに大きな声で発言をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、改選後初めての委員会でございますので、委員及び職員の自己紹介から行ってまいりたいので、よろしくをお願いします。

[委員・職員自己紹介]

○委員長 ありがとうございます。それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○**教育長** どうも皆さん、こんにちは。改めまして、福祉教育委員の皆様、今後ともよろしくお願いを申し上げます。皆さんとはこの委員会を通して審議を尽くし、市民の確かな暮らしに直結する施策を展開できるよう尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日は、委員会に付託された案件幾つかありますけれども、よろしく御審議をお願いいたします。

○**委員長** 本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました案件は、別紙付託案件表のとおりであります。ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係のない職員の出席は認めますので、適宜退席をしていただいで結構でございます。

議案第1号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**交流支援課長** それでは、議案第1号をお願いします。あわせて、議案関係資料の1ページをごらんください。地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。地方税法に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を取り消すため、必要な改正をするものでございます。

内容を若干説明をさせていただきます。地方税法では、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人に対しまして個人が行った寄附のうち、市町村で定めるものは、寄附者の市民税所得割が軽減される、そういった規定をされております。これは平成23年度の税制改正によって創設された制度でありまして、控除額は、寄附額のうち2,000円を超えた分の6%、例えば1万円寄附しますと、8,000円の6%分、480円、これが所得割から引かれるというものでございます。所得割が課税されていない人は対象外でございます。本市では、NPO法人の財政基盤の強化、そして、市民が支えるNPO、そういった実現を目指し、市民活動支援の観点から平成28年4月より条例指定を始め、現在12団体を指定しております。12団体は、議案関係資料の2、3ページに掲載してあります。今回、特定非営利活動法人交通教育とらふいつくSistersが、4月1日に松本市に事務所を移転したということで、指定の条件の一つであります市内に事務所を有することから外れますので、2、3ページの左側のとおり、とらふいつくSistersを表から削除するということでもあります。あわせて、それ以外の11法人の指定期間の終期、これを平成から令和に改めるというものでございます。私からの説明は以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○**柴田博委員** 事務所が塩尻市から松本市に移ったということで、これはしょうがないとは思いますが、このNPOがこれまで塩尻市に置いていた事務所の状況というんですか、それはなぜ松本市に移らなきゃいけなくな

ってしまったのか、その辺がわかったら教えてください。

○交流支援課長 事務所につきましては、今現在、街づくり元気カンパニーが今まであったところをやめまして、人員もふえたということで街カンが利用したという形でございます。事務所の移転した理由については法人の都合というでありますので、詳しくは把握しておりません。

○柴田博委員 これまで同じ部屋の中を分けて使っていたというふうに聞いているんですが、それが街づくり会社のほうが事務所を広げるんで出てくれというふうに塩尻市のほうから言ったということですか。一緒に使うわけにはいかなかったということだと思ふんで、そういうことなんでしょうか。

○交流支援課長 一応、そういった面もございます。

○柴田委員 これまで、今までの同じ部屋を共有、分けて使っていたということは、塩尻市としてそのNPO法人に対してある程度の支援をしていたということだというふうに思うんですが、そういう意味からいって、御存じのようにとらふいくSistersというのは交通安全教育でいろいろ実績もあるし、いろいろ貢献されているNPOだと思うんですが、引き続いて塩尻市内に事務所が置けるような、そんな援助というか、そういうことは全然考えていなかったですか。

○交流支援課長 周辺の事務所をいろいろ当ってみたんですけども、家賃がちょっと高くてなかなかとらふいくSistersとしても厳しかったということで、今、松本なんですけど、非常に安い家賃で入ることができると、こういうことが実際のところで、家賃的な折れ合いがつかずに松本に移転と、こういうような話になっているというふうに聞いております。

○柴田博委員 この件については前にも、全協の中でも交通安全教育に絡めて質問したことがあったと思うんですが、いろいろな絡みがあって塩尻市からどんどんと手を引いていかざるを得ないような状況になっているというふうに思っています。そういう意味でやっぱり、塩尻市で始まったNPOの事業ですから、もう少し塩尻市として親密なというか、援助してあげてほしかったなというふうに、私は思っています。以上です。

○委員長 いいですか。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第1号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第2号 教育長の任命について

○委員長 議案第2号教育長の任命についてを議題とします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第2号教育長の任命について御説明申し上げます。議案関係資料の4ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、教育長の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。教育長山田富康氏が令和元年6月26日に任期満了となることに伴い、新たに赤羽高志氏を適任者と認め任命しようとするものでございます。教育長の任命につきましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することと規定されております。赤羽高志氏につきましては、小学校教諭として37年間勤められ、最後の4年間を市内小学校長として本市の学校教育に尽力いただきました。現在は、市教育センターの学校教育指導員として勤務しており、児童生徒保護者及び学校に対する指導助言相談等を担当しております。教育関係者として学校教育に一定の経験もあり、また教育行政に精通していることから選任させていただきました。略歴書は5ページになりますので御確認ください。説明は以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第2号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号教育長の任命については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 教育委員会委員の任命について

○委員長 議案第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第3号教員委員会委員の任命について御説明申し上げます。議案関係資料の6ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、教育委員会委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。委員4人のうち、林貞子氏が令和元年6月25日に任期満了となることに伴い、新たに小林夕香氏を適任者と認め任命しようとするものでございます。教育委員の任命につきましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することと規定されております。小林夕香氏につきましては、看護師資格を有しており、御自身でも子育てに関する情報発信や相談等行いながら、現在は人権擁護委員として御尽力いただいております。子育てに関することや児童虐待、いじめなどの人権に関

することなどの相談を行っており、教育課題等の状況にも明るいことから選任させていただきました。略歴書は7ページになりますので、御確認ください。説明は以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○丸山寿子委員 確認をさせていただきますが、現在、林さんの任期満了ということで、今度、小林夕香さんということで女性から女性にかかります。全体の委員の4人のうちの男女の比率をまずお聞きし、それからいろいろな立場の方がメンバーになるようにということで、議会としても申し上げているところですけども、そういった点の配慮についてお聞かせください。

○教育総務課長 まず委員の構成でございますが、現在教育委員が4名おります。男女比につきましては、男性が2人女性が2人ということで、五分五分という状況です。私どもが選任に当たって考慮している部分といたしまして、男女比であるとか地域バランス、それから教育文化等幅広い観点から選任させていただきますと、あとは法律では保護者枠がどうしても必要になってまいりますので、現在4名のうち実際に小中学生がいる保護者が1人おりますし、そのほかでは校長経験者が1人、あとは現在民生児童委員をやっている石井さんも入っておられますし、林委員につきましては文化的な面でかなり御意見もいただける方になっておりますので、そういったバランスをとりながら行っているものです。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○柴田博委員 小林さんにつきましては、年齢からいうとまだどこかでお勤めになられている方なんでしょうか。

○教育総務課長 略歴書にも記載させてもらっておりますが、職業は無職ということでございますので、市のほうからは人権擁護委員ということで推薦をさせていただき、国のほうから委嘱を受けて現在も人権擁護委員として活動はさせていただいております。以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

なければ、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号教育委員会委員の任命については全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任について

○委員長 議案第5号塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第5号塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任について御説明申し上げます。議案関係資料の10ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、本市と辰野町で組織する中学校組合及び小学校組合の議会の議員の選任について、

塩尻市辰野町中学校組合規約第6条第2項及び辰野町塩尻市小学校組合規約第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

概要につきましては、両組合議会の塩尻市の議員7人のうち市長が議会の同意を得て選任した杉野高德氏、林文彦氏、有賀茂幸氏及び岩下恵子氏の4人が令和元年6月19日に任期満了となることに伴い、次の4氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。なお、両市町の申し合わせにより、両組合とも同一の者を選任することとしております。新たに選任する方につきましては、小野喜久雄氏、両角啓子氏及び横澤幸男氏の3人となります。有賀茂幸氏につきましては再任となります。また11ページから14ページまでは略歴書となりますので御確認ください。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○金子勝寿委員 確認ですが、報酬で支払っていますかね。議会を欠席しても報酬として払っているんですよね。

○教育総務課長 議会の議員に対しましては、年額で報酬として支払いをしております。

○金子勝寿委員 私も出させてもらったんですが、意外に欠席される方が多いので、しかも両小野の小学校と中学校両方を兼ねて、かつ予算の割合からすると人件費からして1割くらい議会費で取っているわけですよね。その中で会議に出てこないけど報酬はいただいて、地元ということで、それはおかしいと思うんですよ。地域で出てきて、こうやって議会にまで同意をとって、地方公共団体と同じ扱いの人員で来ているっていう認識がない方が欠席なさっていると思うんですね。あの場で言うのはとてもはばかれるので言いますが、日当制なりにするなり、もしくは欠席するならそれなりのきちんとした理由なりを、前回も所用により欠席される方、結構散見されたので、その辺ちょっと辰野町の教育委員会なりにちゃんと申し出をしてやっていただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○教育総務課長 おっしゃることはごもっともだと思いますので、ちょっと両組合またぐことになりますので、今後辰野町とも協議をさせていただく中でどこまでのことができるかもございますし、最終的には議会にも諮らなきゃいけない内容になってくるかなと思いますので、その辺で少しお時間をいただきたいと思います。以上です。

○金子勝寿委員 原理原則で余計なことかもしれないですが、小さい小学校の予算の中でやっぱり人件費で払っているわけなので、本来議会があるかどうかは自治法上必置なのではないんですけど、やはりその辺、学校にいろいろ行使できないとか、そういうのが出ているのに、議員は出席しないで報酬でもらっていくというのは示しがつかないと思うんですよ。なので、議会からそういう意見が出たというふうに辰野町側にもちゃんと申し上げて、日当制に変更できるならばしていただくような話をさせていただければと思います。また委員長報告はお任せします。以上です。

○委員長 答弁はいいですか。

○金子勝寿委員 いいです。

○委員長 ほかにありませんか。

○柴田博委員 13ページの両角さんの略歴書のところに、直接議案とは関係ありませんが、職業は地方公務員で略歴のところに児童館巡回支援員と書いてあるんですけど、ちょっと初めて聞いたようなあれなんですけど、その説明をしていただけますか。

○**教育総務課長** 現在こども課の臨時職員ということで児童館巡回支援員としてお務めいただいておりますけれども、実際に巡回支援員という方につきましては平成28年度から臨時職員として配置をしているんですが、業務としましては児童館運営のため、向上のために実際に児童館を訪問しながら児童館の職員等から相談を受ける、また支援を行っていくようなことを行ってもらっている方になります。1日6時間勤務の月15日以内ってというような形の勤務の方っていうことになっております。

○**柴田博委員** 今その巡回支援員の方ってというのは、おひとりだけってということですか。

○**教育総務課長** 1名です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですね。なければ、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第5号塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出3款民生費

○**委員長** 議案第6号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、当委員会に付託された部分について議題といたします。説明を求めます。

○**福祉課長** それでは、資料のほうは議案第6号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）をごらんいただきます。議案のページは9ページ、10ページになりますのでお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。説明欄、プレミアム付商品券事業8,578万3,000円につきまして御説明をいたします。補正予算の説明の前に、この事業の実施概要について説明するため別紙資料を用意いたしましたので、配付してよろしいでしょうか。

○**委員長** はい、認めます。

○**福祉課長** それでは、ただいまお配りしました資料で御説明いたします。プレミアム付商品券事業の実施について、趣旨でございます。消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としてプレミアム付商品券の販売を実施するものでございます。

購入対象者につきましては、2種類ございます。まず（1）住民税非課税者。こちらは令和元年度課税基準日を平成31年1月1日現在といたしますが、こちらの住民税が非課税の方になります。市が想定している人数が1万1,200人となっております。なお、住民税課税者と同一生計の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除くものとしております。

次に、子育て世帯の世帯主、こちらにつきましては平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれたお子さんが属する世帯の世帯主となります。塩尻市としましては、対象となるお子様の人数ですが、1,800人を想定しております。

次に、3のプレミアム付商品券事業の概要でございます。(1)購入限度額。住民税非課税者、子育て世帯の世帯主ともに券の券面額は2万5,000円、こちらを販売額2万円で購入していただくものとなります。なお、子育て世帯の世帯主につきましては、対象となるお子様の数だけ購入ができることとなっております。また、低所得者に配慮いたしまして、今回分割の販売を実施いたします。5,000円単位で5セットということになります。次、(2)の割引率20%、こちらがプレミアム補助額の5,000円分となります。(3)販売期間、令和元年10月1日から令和2年2月28日までを販売期間といたします。次に使用可能期間ですけれども、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの半年間といたします。商品券の取り扱い業者でございますが、こちらは市内の店舗を対象といたしまして、公募をする予定でございます。

今回の予算額でございます。事務費につきましては、平成26年度に実施しました臨時福祉給付金を元に、必要と見込まれる事務費を計上してございます。一部を平成30年度3月議会で補正し、残額分を今回補正計上しております。内訳につきましては、そこに記載してありますとおりです。後ほど詳しく説明いたします。

事務費の予算額でございます。対象者合計いたしまして1万3,000人分でございます。平成30年度3月補正が428万5,000円、今回5月補正で計上しました金額が2,078万3,000円、合計で2,506万8,000円となります。裏面をお願いいたします。次に事業費となります。事業費につきましては割引率20%のプレミアム補助額の5,000円分となります。事業費として計上いたします。合計で販売額2億6,000万円に対しまして、売上金額3億2,500万円を想定いたしまして、今回の補正に6,500万円を計上しております。なお、この事業に係ります費用の財源は、全て国庫補助金で賄う予定であります。

次に今後の日程でございます。7月下旬に商品券購入希望者に対しまして、申請書の送付をいたします。こちらは住民税非課税者のみとなります。子育て世帯の世帯主につきましては、住基上から対象となるお子さんのいる世帯を抽出し、直接購入引換券を送付することとなっております。8月に購入希望申請の受付をし、9月下旬には購入の引換券を送付する予定でございます。商品券の販売期間、使用期間につきましては先ほど説明しましたとおりでございます。

それでは予算の説明に移りますので、議案資料の10ページにお戻りください。説明欄にございます1つ目の黒ポツ、一般職手当から下から2つ目の黒ポツ、プレミアム付商品券事務費負担金までが事業に係る事務費となっております。先ほど説明しましたとおり、合計で2,078万3,000円となります。主なものといたしまして1つ目の黒ポツ、一般職手当54万4,000円は職員の超過勤務手当となります。次の臨時職員社会保険料23万4,000円と臨時職員賃金328万1,000円は、住民税非課税者の申請書の発送準備、受付、審査業務を行う臨時職員4人分の賃金等でございます。その下3つ目の黒ポツ、郵便料425万4,000円につきましては、申請書及び購入引きかえ券等の送付に係る郵便料となっております。その下3つ目の黒ポツ、プレミアム付商品券事務費負担金1,200万円は、商品券の販売から換金、商品券を取り扱う事業者の公募等に係る事務費で、今回これらの事務費につきましては、塩尻商工会議所との実行委員会方式による実施を予定しております。係る事務費を負担金として、実行委員会に支払うものとなります。内訳といたしましては、商品券、ポ

スター、取扱い業者用のステッカー、チラシなどの印刷費が519万円、商品券の販売から換金等の事務処理を行う職員の人件費が465万円、その他消耗品、通信費、振込手数料、取扱い業者の説明会費用などの事務費が216万円としております。次の黒ポツ、一番下でございますが、プレミアム付商品券事業費負担金6,500万円は、商品券が使用された後、取扱い業者に換金する際必要となる差額プレミアム補助金5,000円掛ける1万3,000人分を実行委員会に支払うものとなります。私からの説明は以上となります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○柴田博委員 10月に消費税が上がるのを前提にしてる事業だということなんですが、消費税が上がらなかった場合には、再延期になった場合にはどうなるんですか。

○福祉課長 現在のところ国からは、この事業については実施するという話でございます。国といたしましては令和元年度予算の中にこの部分を含めまして、消費税10%に対応する各種事業を計上しております。その中の一つとして実施するものでございますので、今のところ消費税が上がらなかった場合この事業を中止するというようなお話はございません。

○柴田博委員 やるってこと。いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 印刷製本費で、プレミアム付商品券は地元の業者かどこかで印刷させるのか、あるいは国のほうから支給されるんですか。教えてください。

○福祉課長 商品券につきましては、市で独自にデザインしたものをつくるのが可能となっております。実行委員会の中で話し合いをしまして制作していくということで、発注していきたいと思っております。

○副委員長 もう1個お願いします。いわゆるプレミアム付商品券使えるお店の公募をするという予定ですけども、塩尻市の全店、あるいは特定を考えていますか。その辺教えてください。

○福祉課長 取り扱いをしていただく店舗につきましては公募という形になりますけれども、こちらについては実行委員会の中で決定していくことになるんですが、前回平成27年に同じようなプレミアム付商品券事業をやっております。その際には、やはり商工会議所との実行委員会方式でやったわけなんです、その際には商工会議所の会員さんになっていただくという条件と、市内に店舗があることというような条件のあるところを公募で決定していったという状況です。

○副委員長 はい、わかりました。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それではこれより、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第6号については原案どおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）は、全員一致をもって可

決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果、報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任を願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○教育長 それぞれの案件につきまして原案のとおりお認めいただき、まことにありがとうございました。今回いただきました意見については、今後の施策展開に生かしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、5月臨時会福祉教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後2時15分 閉会

令和元年5月15日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 赤羽 誠治 印